

上下水道局ホームページ広告募集のご案内

平成29年2月
堺市上下水道局

堺市上下水道局では、上下水道局ホームページに掲載するバナー広告を以下のとおり募集します。このバナー広告は、広告をクリックすることにより、上下水道局ホームページから広告主のホームページにリンクさせるもので、上下水道局ホームページのトップページだけではなく、サブページにも掲載が可能です。会社や店舗のPRにバナー広告をぜひご活用ください。

1 申込資格

個人、法人又は市内の団体(地域産業、商店街、市場及び専門店に限る。)で引き続き1年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者。なお、この広告は、広告主を直接募集するため、広告代理店の方は、申込みできません。また、申込時に自らのホームページを開設していることも必要です。

2 掲載ページ

- (1) 上下水道局ホームページのトップページに掲載します。
- (2) トップページに掲載される方は、サブページ(こんなときはお客様センターへ、宅内漏水修繕対応業者名簿、宅内排水修繕対応業者名簿)の3ページのうち希望するページに広告を掲載することができます。なお、サブページのみでの広告掲載はできません。

3 掲載位置

トップページ、サブページともページ下の広告枠に掲載します。掲載位置は、広告枠の左から申込順で決めますので、掲載位置の指定はできません。

4 広告の枠数

トップページ10枠、サブページ各4枠
同一ページでの複数枠の申込みはできません。

5 掲載期間

3か月以上1年以内で、1か月単位(月の初日～月末)の掲載となります。期間満了後、継続して広告を掲載する場合は、新規申込みと同様に申込書を提出することが必要です。
今月(2月)の募集分は、4月からの掲載となります。

6 広告料(消費税込)

広告料は、下表のとおりです。掲載期間が長いものは、広告料を割り引いています。
なお、広告料は、広告掲載前に一括で納めていただきます。

掲載期間	トップページ・月額広告料	サブページ・月額広告料 (1ページにつき)
3か月以上6か月未満	¥6,750	¥1,350
6か月以上1年未満	¥6,080	¥1,220
1年	¥5,400	¥1,080

(広告料計算例)

たとえば、トップページとサブページ(2ページ)に広告を1年間掲載していただくと
(5,400円+1,080円×2)×12か月=90,720円の広告料になります。

7 アクセス数

月平均アクセス数(平成28年1月から平成28年12月まで)。アクセス数を保証するものではありません。

ページ名	トップページ	サブページ		
		こんなときはお客様センターへ	宅内漏水修繕 対応業者名簿	宅内排水修繕 対応業者名簿
アクセス数	76,400 件	920 件	120 件	80 件

8 広告の規格

- (1) 大きさ 縦 60ピクセル、横 150ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメ不可、透過 GIF 不可)、JPEG
- (3) データ容量 15KB以内
画像データは各自作成してください。
広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合があります。

9 申込期間

- (1) 平成29年2月7日(火)から10日(金)まで(郵送の場合は10日消印有効。)
受付時間 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く。)
- (2) 受付は先着順で行い、申込みが募集枠数に達した日の午後5時30分で受付を終了します。
(郵送の場合は、午後5時30分に受付したものとします。)
- (3) 広告の枠に空きがある場合は、随時募集(広告掲載月の前月の10日が申込み締切り。ただし、前月の10日が土・日曜等閉庁日の場合はその直前の平日が締切り。)を行います。

10 申込方法

上下水道局ホームページ広告掲載申込書に必要事項を記入し、下記書類を添付のうえ理財課に持参又は郵送してください。

- (1) 申込者の事業(会社)概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須です。(補記可)】
- (2) 個人:住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人:現在事項証明書又は履歴事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
団体:規約、参加企業・店舗等一覧表の写し
- (3) 広告原稿案【カラー・A4用紙に印刷】
大まかな案で結構です。最終のバナー広告案は、広告掲載決定後に提出してください。
- (4) 誓約書【暴力団排除に関するもの】

11 広告掲載の決定

- (1) 受付順に広告掲載の可否の判断及び広告掲載の決定を行います。
- (2) 同日に複数の申込みがあり、申込みが募集枠数を超えたときは、掲載希望期間の長いものを優先します。
- (3) (2)によっても広告主を決定できないときは、市内に事業所、事務所又は店舗等を有する者を優先します。
- (4) (3)によっても広告主を決定できないときは、抽選を行います。

12 審査から掲載までの流れ

- (1) 広告内容等に基づき、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領」の広告掲載基準により広告掲載の可否を判断し、広告掲載承認通知書とホームページ広告掲載契約書を送付します。

- (2) 広告掲載契約書に記名押印、収入印紙貼付のうえ、理財課まで持参してください。広告料の納入通知書をお渡しします。
- (3) 指定する日(広告掲載開始日のおおむね4日前)までに、納入通知書により広告料を納付し、広告原稿(画像データ)をメール等で提出してください。
- (4) 掲載開始日(午前中)にバナー広告が掲載されますので、掲載を確認してください。

13 申込み、お問い合わせ先

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 上下水道局本庁舎5階

堺市上下水道局 理財課 管財係 TEL:072-250-9131 FAX:072-250-6600



14 広告掲載基準の抜粋

* 詳しくは、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領」をご覧ください。

【広告主になれない者の例】

- ・本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者
- ・上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者又は上下水道関連商品の販売事業者
ただし、市内に本社、本店を置く上下水道工事業者(そのうち給水装置又は排水設備の工事業者である場合は、本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者)のうち、本市発注の工事、維持管理業務の履行実績があること等一定の条件を満たす者は掲載可能とします。詳細は、理財課管財係までお問い合わせください。
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)である事業者
確認のため、大阪府警察本部に照会する場合があります。
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者

【掲載できない広告内容等】

- ・上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- ・会社名、ブランド名、製品・サービス内容のいずれかの表示がなく、広告の主体が明確でないもの
- ・デザイン及び色彩等が、局ホームページの品位やイメージを損なうおそれがあるもの
- ・文字、イラストの解像度が低く、不鮮明なもの
- ・給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理、天然水等の水の販売、浄水器の販売、浄化槽工事等

ただし、上記下線の事業者については、主な広告内容が給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理等である場合は、掲載可能とします。